住所　東京都世田谷区北烏山９丁目18番17号
　厳漳　昭和57年１月24日生
住所　東京都台東区松が谷４丁目15番３―901号
　高斌　昭和57年10月５日生
住所　東京都大田区蒲田本町１丁目10番７―1010号
　宋震宇　昭和49年７月27日生
　宋嘉銘　平成20年11月21日生
　宋嘉音　平成23年１月25日生
住所　千葉県八街市八街は31番地52
　モハマド・ロクヌザマン・タルクダル　昭和50年９月２日生
住所　栃木県那須塩原市前弥六44番地
　パウロ・タカシ・カナザワ　昭和41年５月20日生
　マルガリダ・キョウコ・サダマツ・カナザワ
昭和45年10月29日生
　レアンドロ・ミツオ・カナザワ　平成10年７月31日生
住所　石川県金沢市菊川２丁目22番３号
　ケビン・ロバート・マナハン　昭和24年１月７日生
住所　神戸市中央区吾妻通６丁目２番22号
　朴玉美　昭和62年11月５日生
住所　神戸市長田区山下町１丁目５番28号
　朴惠子　昭和51年４月24日生
住所　神戸市東灘区住吉宮町６丁目12番21号
　徐結花　昭和57年８月27日生
住所　兵庫県尼崎市戸ノ内町４丁目４番１―402号
　金正泰　昭和55年２月28日生
住所　福岡県朝倉市甘木1401番地３
　曹毅　昭和32年８月16日生
　張艶華　昭和33年２月１日生
　曹美帆　平成８年９月25日生
住所　愛知県豊田市高美町６丁目47番地
　セサル・アウグスト・カルアス・アルファロ
昭和37年10月19日生
住所　名古屋市中村区岩塚町字一里山１番地７
　単勇　昭和51年２月17日生
　白斯琴　昭和60年３月20日生
住所　愛知県大府市大府町ウド65番地１
　アモンテー・ミンノー　平成６年４月17日生
住所　愛知県大府市森岡町源吾４番地21
　ドナルド・ゲール・カスティーリョ・カルパトゥーラ　昭和58年７月14日生
住所　東京都江東区亀戸６丁目48番７号
　呂燦吉　昭和19年１月４日生
住所　東京都練馬区早宮３丁目35番１―201号
　林秀琴　昭和59年11月25日生
住所　東京都荒川区西日暮里１丁目29番３―202号
　何燕　昭和56年１月10日生
住所　静岡県沼津市大岡903番地５
　馬為　昭和47年９月６日生
住所　静岡県湖西市駅南１丁目10番64号
　ヴィクトル・ナカノ　昭和51年９月29日生
　マリーザ・トシエ・スミヤ・ナカノ　昭和53年７月３日生
　ルアナ・ヒロミ・ナカノ　平成11年６月14日生
　イリス・アリサ・ナカノ　平成16年12月12日生
住所　静岡県磐田市白拍子207番地４
　ナイル・ジュンコ・ヤチムラ・シバヤマ　昭和50年５月20日生
住所　東京都台東区北上野２丁目８番４号
　マイケル・アレン・タカノ　昭和56年２月25日生
住所　東京都渋谷区東２丁目25番36―402号
　優兆慶　平成８年８月25日生
住所　横浜市青葉区恩田町985番地４
　趙一権　昭和49年５月７日生
住所　東京都江戸川区宇喜田町1358番地８
　梁啾煥　平成11年８月16日生

○外務省告示第八十四号

平成二十五年三月四日にマプトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

平成二十五年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モザンビーク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモザンビーク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十八億八千九百万円（七、八八九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ナカラ港開発計画（Ⅰ）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モザンビーク共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、モザンビーク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、モザンビークの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モザンビーク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　モザンビーク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモザンビーク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモザンビーク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　モザンビーク共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してモザンビーク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　モザンビーク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモザンビーク共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。